

小児救急電話相談事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること																
施策大目標分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	利用者視点に立った	中、心臓病等)の推進	政策医療(がん、脳卒	感染症、難病対策	医薬品・医療機器の	適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	新医薬品・医療機器の	開発促進	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策中目標

1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標

1	医療計画に基づく医療提供体制を構築すること
2	救急医療体制を整備すること
3	周産期医療体制を確保すること
4	小児医療体制を整備すること
5	災害医療体制を整備すること
6	へき地保健医療対策を推進すること
7	病院への立入検査の徹底
8	医療法人等の経営の安定化を図ること
9	病院における温暖化対策の推進

その他、以下の事業と関連がある。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

①現状分析

時間外に病院に駆けつける小児救急患者については、80～90%が軽症患者との報告や、親の専門医指向などにより、病院の小児科に軽症患者が受診する事例が増えている。

②問題点

- ・全都道府県での実施ができていない
- ・携帯電話に対応していない
- ・深夜帯への対応ができていない
- ・周知が十分されていない

③問題分析

電話相談体制の整備を強化することにより、患者の症状に応じた適切な医療提供を図ることが必要である。

④事業の必要性

当該事業を実施することは、病院への軽症患者集中の回避と小児救急患者の適切な受診体制を構築するために必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

小児救急電話相談事業を実施する都道府県は着実に増加し、平成22年7月より、全都道府県において実施されることとなった。平成22年7月5日現在、全都道府県において、携帯電話から短縮番号「#8000」への接続が可能であり、10府県において深夜帯への対応がなされている。このことから、夜間・休日の小児患者の保護者等からの電話相談への対応体制の整備が図られているものと言える。

②問題点

小児救急電話相談事業を実施する都道府県は着実に増加し、全都道府県において実施されることとなったものの、統一的指針がなく、電話相談対応の標準化が図られていない。

③問題分析

各都道府県ごとの電話相談対応の質の確保や均一性を図るため、電話相談対応者に対する研修や情報提供等を行う必要がある。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、夜間・休日の小児患者の保護者等の不安解消、病院への軽症小児患者集中の回避による小児科医等の負担軽減と重症小児患者への救急医療の確保等の観点から、引き続き、小児救急電話相談事業に対する補助を充実させていく必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H17	H18	H19	H20	H21
1	電話相談事業実施都道府県数	26 都道府県	33 都道府県	43 都道府県	45 都道府県	46 都道府県
(調査名・資料出所、備考等) ・指標1については、医政局指導課調べによる。						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県（委託を含む。）

(2) 概要

都道府県が主体となり、地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備を行っている。当該整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。

（電話相談は全国同一短縮番号（#8000）等により地域の小児科医等へ相談する。）

(3) 目的

地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制を整備することにより、夜間・休日の小児患者の保護者等の不安解消、病院への軽症小児患者集中の回避による小児科医等の負担軽減と重症小児患者への救急医療の確保を図る。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求：237百万円

小児救急電話相談事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
573	520	520	237	237

(注) 平成22年度で予算額が減少しているのは、平成21年11月12日に開催された行政刷新会議第2WGによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、執行状況を反映した見直しを行ったため。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

（行政関与の必要性の有無）

地域における小児救急医療体制の確保は、これまで各都道府県が計画的な取組を行い、国からの財政的支援のもとに整備を進めてきたところである。今後についても引き続き医療計画の策定等を通じて、体制整備の確保と充実を図る必要がある。

（国で行う必要性の有無）

地域における小児救急医療体制の構築については、都道府県が主体となって取り組むべき課題とされているが、特定地域だけの問題ではないため、都道府県による取組について、国においても支援していく必要がある。

（緊急性の有無）

小児科の休日・夜間の診療については、軽症患者の受診など増加傾向にあり、その結果、病院の小児科医の勤務環境の悪化等の問題が生じており、住民への適切な医療の提供と医師の勤務環境改善は急務である。

（2）有効性の評価

（政策効果が発現される経路）

当該事業の実施により、時間外における軽症患者の病院への集中を回避することが可能となり、病院勤務医の負担軽減となる。

（これまで達成された効果、今後見込まれる効果）

平成16年度より開始した事業であるが、既に31都道府県で実施（うち4県は県単独事業として実施）されており、相談総数のうち約87%（H17年度全国実績平均）がすぐに医療機関へ行く必要がないと判断されている。今後、未実施県（16県）全てにおいての実施、携帯電話への対応、深夜帯への対応などにより、より大きな効果を生むことが期待されている。

（3）効率性の評価

（手段の適正性）

時間外における軽症患者の病院への集中を回避することや、子を持つ保護者への安心を与える手段として、「電話による相談」方法は手軽に医療関係者に相談することができるため、手段としては適正である。

（費用と効果の関係に関する評価）

費用については、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担軽減等の大きな成果につながることから、効率的であると考えられる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。

- 各都道府県において夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制が整備される。
- 夜間・休日の小児患者の保護者等の不安が解消され、病院への軽症患者集中の回避、小児科医等の負担軽減と重症患者への救急医療が確保される。
- 小児救急医療体制が確保される。

②有効性の評価

当該事業については、平成22年7月より全都道府県において実施されるなど、都道府県に実施の必要性が認識されており、また、平成20年、平成21年の8月～11月の4ヶ月間の相談件数についても、全都道府県でそれぞれ85,223件、150,435件に達している（「小児救急電話相談の実施体制及び相談対応の充実に関する研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助事業））。このように小児救急電話相談の体制整備は着実に進展しているものと評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

（2）効率性の評価

当該事業の実施により、時間外の小児の軽症患者について、病院にかかることなく電話相談のみで対応できた事例も多く、また、費用についても、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担が軽減されていることから、効率的であると考えられる。

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

（4）政策等への反映の方向性

小児救急電話相談については着実に整備が進み、平成22年7月より、全都道府県において実施されることとなったが、各都道府県ごとの電話相談対応の均一性及び質の確保を図る観点から、平成23年度予算概算要求において、小児救急電話相談対応者に対する研修経費を要求する。

6. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	電話相談事業実施都道府県数 (電話相談事業実施都道府県 数/全都道府県)	26 都道府 県	33 都道府 県	43 都道府 県	45 都道府 県	46 都道府 県
達成率		55.3%	70.2%	91.5%	95.7%	97.9%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1については、医政局指導課調べによる。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）において、小児救急電話相談事業の充実について努めるよう明記されている。

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議）
「平成16年度より実施し、現在31都道府県で展開されている小児救急電話相談事業の更なる普及を図るため、①全ての都道府県で実施すること。②携帯電話においても短縮ダイヤル#8000が利用できるようにすること。③地域の実情に応じて深夜帯の電話相談体制を実施すること。を推進する。」

(3) 審議会の指摘

① 有・ 無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他
